

大阪府議会に「広域一元化条例案」提案

日本経済新聞2月26日朝刊社会面で、「広域行政一元化」論戦へと大きく報じている。

大阪府議会が25日に開会し、大阪市の広域行政の一部を府に移す条例案が提出された。今後、議論が本格化する。府・市の「二重行政」の解消を目的に大規模な都市計画の権限を市から府に委託する内容で、政令指定都市の権限を都道府県に「返上」する全国でも異例の構想だ。

条例案は、大規模開発や鉄道網の整備など市がもつ7分野の都市計画権限を府に委託するとの内容だ。さらに、府・市でつくる副首都推進本部会議を「一体的な行政運営」のための場として明記。本部長を知事、副本部長を市長とし、策定事務を府が担うことで、府主導で成長戦略をつくることを明確にした。過去の事業でいえば、JR大阪駅北側の「うめきた2期」のような大規模再開発エリアの決定や「淀川左岸線延伸部」のような高速道路整備を決める権限が市から府に移る。淀川左岸線を巡っては、府が関西国際空港へのアクセス向上のため強く推進したのに対し、市側は地下トンネルの通過道路で市民へのメリットが少ないとして決定に時間がかかった経緯がある。条例が成立すれば、こうしたケースでは府主導で計画を決められるようになる。

この記事から、あらためて条例案の問題点が浮き彫りになる。府・市でつくる副首都推進本部会議は、条例にもとづいて「一体的な行政運営」のための場とされ、知事が本部長をつとめ、府主導で成長戦略を策定する。「一体的」といいながら、府が主導的な立場に立つことになる。記事にある淀川左岸線延伸部のように、たとえ市民にメリットが少ない事業でも、府主導で計画を決められる。メリットだけでなく、市民の居住環境に悪影響を及ぼすような事業でも、府が強引に計画を推進できることになるのでないか。松井市長は一元化条例が制定されても市民生活に影響を与えないというが、本当にそう言えるのか。パブコメ締め切り数日前に公表された条例案第8条3項には、個別の事業についても協議の対象にすると書かれている。条例案の精査を求めたい。

写真は毎日新聞26日朝刊から。総務省などによると、市町村事務が都道府県に委託されたケースは2018年7月現在で1940件あるが、都道府県並みの権限と多額の予算を伴う政令市の中核事業を委託する例はないという。大阪大の赤井伸郎教授（大阪府・市特別顧問）は、「これまで府市で進めてきた枠組みを条例化するだけで問題ない」とコメントしている。条例案をじっくり読んで、こんないい加減なことが言えるのか、聞いてみたいものだ。

「広域一元化条例案」は、大阪市議会には4日に提出されるという。大阪市存続を骨抜きにする条例案であり、議会を傍聴して発信していきたい。



(2021年3月1日)